

会費納入規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条に基づく会費の納入に関する必要事項について定める。

(会費の額)

第2条 正会員の会費は、年額10,000円とする。

2 賛助会員の会費は、法人会員年額1口14,000円、
個人会員は正会員の会費に準ずるものとする。

3 正会員のうち60歳に達する者の次年度からの会費は、年額5,000円とする。

4 診療放射線技師籍に登録した日から当該年度の3月31日までに入会した者に限り初年度会費額は5,000円とする。

(納入の期限)

第3条 会費の納入期限は、当該年度の9月30日とする。

2 新入会員、再入会員及び転入会員は、原則として前条の会費を入会時に納入しなければならない。

(会費の免除)

第4条 会員で次の各号に該当する者は、会費を免除する。

(1) 名誉会員

(2) 日本診療放射線技師会の50年勤続表彰受賞者で35年以上継続して会員であった者
(会費免除は翌年度以降、終身とする。)

(3) 出産、育児、介護等の事情により休職している会員のうち日本診療放射線技師会に、その旨を申請し、承認された者で本会に申請があった者。

(4) 病気、その他特別の事情があり、本人の申告によって理事会で承認した者

(5) 転入会員で、前籍の都道府県技師会に当該年度の会費を既納している者

第5条 会員で次の各号に該当する者は、一部会費を免除する。

(1) 住所を一にする親族に会員がいる場合、日本診療放射線技師会にその旨を申請し、承認された者で本会に申請があった者 翌年度の免除額 2,000円

(会費の用途)

第6条 会費の40%を当該事業年度の公益目的事業に、60%を収益事業等及び管理運営費用に充当する。

2 賛助会費は、100%を公益目的事業に充当する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、正会員の会費の額については総会でその他については理事会の議決による。

付 則

(施行)

1 この規程は、平成3年10月17日より改正施行する。

2 この規程は、平成4年3月28日より改正施行する。

3 この規程は、平成5年1月28日より改正施行する。

4 この規程は、平成19年5月17日より改正施行する。

5 この規程は、平成23年2月16日より改正施行する。

- 6 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
 - 7 この規程は、平成28年10月19日より改正施行する。
 - 8 この規程は、令和3年1月20日より改正施行する。
 - 9 この規程は、令和5年6月18日より改正施行する。
- 会費については令和6年度から施行する。